

- ③ 旧定率法を旧定額法に変更した後に資本的支出をした場合の取扱い(所基通 49-20 の 2)
- 減価償却資産の償却の方法について、旧定率法を旧定額法に変更した後の償却費の計算の基礎となる耐用年数につき、前記(2)ロ ii によっている減価償却資産について資本的支出をした場合(後記 5 (1)①の適用を受けた場合に限りです。)には、その後におけるその減価償却資産の償却費の計算の基礎となる耐用年数は、次の場合に応じそれぞれ次に定める年数によります。
- i その資本的支出の金額がその減価償却資産の再取得価額の 50%に相当する金額以下の場合 …… その減価償却資産につき現に適用している耐用年数
  - ii i 以外の場合 …… その減価償却資産について定められている耐用年数